

流動資産担保融資保証制度に係る工事請負代金債権の譲渡  
の承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県（以下「県」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者が、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度を利用するために、県内に本店又は支店を有する中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関及び秋田県信用保証協会に対して行う債権譲渡に係る承諾の基準等について必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、県が発注する工事であって、次の工事を除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。

ただし、次の工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

- (3) 県が役務的保証を必要とする工事
- (4) 低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- (5) 県が債権譲渡の承諾を不相当と認める工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合における契約約款（秋田県建設工事請負契約書に添付する契約事項をいう。以下同じ。）

第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第51条第

- 1 項の出来高部分の検査に合格し引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 譲渡される工事請負代金債権の額は、変更契約により請負代金額に増減が生じた場合にはその金額による。
- 3 債権譲渡の承諾は、1 請負契約について1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲渡先)

- 第4条 債権の譲渡人は、県と建設工事の請負契約を締結した建設業者（共同企業体を除く。）であって、建設業法第3条に規定する主たる営業所を秋田県内に有する者（以下「債権譲渡人」という。）とする。
- 2 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、県内に本店又は支店を有する中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関及び秋田県信用保証協会とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

- 第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次に掲げる書類を契約担当者に提出するものとする。
- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1-1又は1-2）
  - (2) 下請負人の保護方策を確認する書類であって、次に掲げるいずれかの書類
    - ア 下請負人が存在する場合は、債権譲渡人が作成する下請代金支払状況・支払計画書（様式2）
    - イ 下請負人が存在しない場合は、下請負人不存在確認書（様式3）
  - (3) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書面
  - (4) 発行日から3ヵ月以内の債権譲渡人の印鑑証明書
- 2 前項の債権譲渡の承諾申請は、次に掲げる期間又は時期に行うことができる。
- (1) 工期途中における債権譲渡承諾申請については、当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前まで
  - (2) 工事完成検査合格後における債権譲渡承諾申請については、工事完成

#### 検査合格の時点以後

- 3 第1項の債権譲渡の承諾申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

#### (債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡の承諾は、次のすべてが確認された場合に行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1-1又は1-2)が提出されていること。
  - ア 定められた必要事項のすべてが記載されていること
  - イ 債権譲渡人の住所、商号又は名称、氏名及び印影が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること
  - ウ 契約締結日、工事番号、工事名、工事場所及び工期に誤りが無く、かつ、第2条に規定する対象工事であること
  - エ 請負代金額、支払済の前払金、中間前払金及び部分払金額に誤りが無く、債権譲渡額(申請時点)が、当該工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること
- (2) 下請代金支払状況・支払計画書(様式2)が提出された場合において、既に提出されている下請負届の内容と一致していること。
- (3) 下請負人不存在確認書(様式3)が提出された場合において、当該工事の監督職員の確認により、下請負人が明らかに存在しないこと。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合にあっては、必要な承諾を受けている旨を証する書面が提出されていること。
- (5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は契約約款第44条各号又は第45条各号に該当するおそれがないこと。

#### (債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、第5条に基づく債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条に規定する事項を確認した上で、次に掲げる条件を付して、債権譲渡承諾書(様式4-1又は様式4-2)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1通を交付することにより行うものとする。

- (1) 当該工事請負契約以外の契約により発生する県の債権譲渡人に対する

請求権があるときは、県は当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができること。

(2) 当該債権譲渡は、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度の利用のためにするものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

(3) 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、1週間以内に行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により交付期限までに債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に通知するものとする。

#### (債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、契約担当者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式5)を交付しなければならない。

#### (融資実行の報告)

第9条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第7条第1項の承諾後、当該譲渡債権を担保とした融資が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担当者に融資実行報告書(様式6)を提出しなければならない。

#### (工事請負代金の請求)

第10条 債権譲受人は、債権譲渡人において契約約款第31条第2項に定める検査に合格し、検査結果通知書を受領した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で県に対して工事請負代金の支払を請求することができる。

2 債権譲渡人は、前項の検査結果通知書を受領した場合においては、遅滞なく債権譲受人に当該検査結果通知書の写しを提出しなければならない。

3 前2項の規定は、第3条第1項のただし書きに規定する金額を請求する場合において、これを準用する。

4 債権譲渡人及び債権譲受人は、第7条第1項の承諾後、前払金、中間前払金及び部分払を請求することはできない。

(不正行為への措置)

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人が県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担当者は、第7条1項の承諾を取り消すことができ、又、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第12条 本要領に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用するものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月24日から施行し、同年4月1日以降に契約締結した建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡について適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

(様式 1 - 1) 【工事途中における債権譲渡の場合】

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担当者 あて

(甲) 請負者・譲渡人	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	契約書 使用印
(乙) 譲受人	所在地	
	名称	
	代表者職氏名	印
(丙) 譲受人	所在地	
	名称	
	代表者職氏名	印

請負者（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（以下「丙」という。）に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有することにつき、契約約款第 5 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙及び丙においては、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度により、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うものとします。

なお、契約約款第 42 条第 1 項に規定する引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任は当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

- (1) 工 事 名
  - (2) 契 約 締 結 日 年 月 日
  - (3) 工 事 場 所
  - (4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
  - (5) 契 約 金 額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
  - (6) 前払金受領済額 金 円
  - (7) 部分払受領済額 金 円
  - (8) 債 権 譲 渡 額 金 円 [ 年 月 日現在見込額]
- ((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

3 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲、乙及び丙は、契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払を請求いたしません。

(様式 1 - 2) 【完成検査後の債権譲渡の場合】

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担当者 あて

(甲) 請負者・譲渡人 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

契約書  
使用印

(乙) 譲受人 所在地  
名称  
代表者職氏名

印

(丙) 譲受人 所在地  
名称  
代表者職氏名

印

請負者（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（以下「丙」という。）に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有することにつき、契約約款第 5 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙及び丙においては、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度により、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うものとします。

なお、契約約款第 42 条第 1 項に規定する引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任は当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

(1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工 事 場 所

(4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 契約金額 金 円

(6) 前払金受領済額 金 円

(7) 部分払受領済額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円 ((8) = (5) - (6) - (7))

2 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

(様式2)

下請代金支払状況・支払計画書

年 月 日

契約担当者 あて

譲渡人 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

契約書  
番号

工事名  
契約金額

円

工事代金支払項目		全所要数量		支払済み			支払予定			支払先
下請工種又は資材名		全所要金額		月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話番号)
1 下請代金	2 資材代金					千円			千円	〈名称〉
			千円							〈所在地〉
										〈電話番号〉
1	2					千円			千円	〈名称〉
			千円							〈所在地〉
										〈電話番号〉
1	2					千円			千円	〈名称〉
			千円							〈所在地〉
										〈電話番号〉
1	2					千円			千円	〈名称〉
			千円							〈所在地〉
										〈電話番号〉
1	2					千円			千円	〈名称〉
			千円							〈所在地〉
										〈電話番号〉
合計又は次葉繰越高						千円			千円	

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分により記入ください。

上旬：1日～10日 中旬：11日～20日 下旬：21日～月末

(様式3)

下請負人不存在確認書

年 月 日

契約担当者 あて

(甲) 請負者・譲渡人 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

契約書  
使用印

(乙) 譲 受 人 所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

(丙) 譲 受 人 所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

今回、工事請負代金の債権譲渡承諾依頼を行った下記工事については、下請負人が存在しないことを確認しました。

記

1 工 事 名

2 契約年月日 年 月 日

3 工 事 場 所

4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5 契約金額 金 円

(様式 4 - 1) 【工事途中における債権譲渡の場合】  
債権譲渡承諾書

文書記号・番号  
年 月 日

(譲渡人) 様  
(譲受人) 様  
(譲受人) 様

発注者 契約担当者

印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書きの規定に基づき承諾します。

ただし、承諾依頼に際し、申請書中の甲、乙又は丙に虚偽があった場合には、承諾を取り消すことがあります。

なお、本承諾によって、契約約款第42条第1項に規定する譲渡人の引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は契約約款に定められた前払金、中間前払金及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工事名  
(2) 契約締結日 年 月 日  
(3) 工事場所  
(4) 契約金額 金 円  
(5) 既支払済額 金 円 (前払金等の合計額)

2 譲渡債権の金額 金 円

3 留意事項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合には、契約約款第51条第1項第31条第2項の検査に合格し引渡した出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第51条第1項の出来高部分の検査に合格し引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書1の(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、当該譲渡債権を担保とした融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 本件工事請負契約以外の契約により発生する県の譲渡人に対する請求権があるときは、県は当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (4) 当該債権譲渡は、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度の利用のためにするものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- (5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

確定日付欄

(様式 4 - 2) 【工事完成後の債権譲渡の場合】

債権譲渡承諾書

文書記号・番号  
年 月 日

(譲渡人) 様  
(譲受人) 様  
(譲受人) 様

発注者 契約担当者

印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書きの規定に基づき承諾します。

ただし、承諾依頼に際し、申請書中の甲、乙又は丙に虚偽があった場合には、承諾を取り消すことがあります。

なお、本承諾によって、契約約款第42条第1項に規定する譲渡人の引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工 事 名  
(2) 契約締結日 年 月 日  
(3) 工 事 場 所  
(4) 契 約 金 額 金 円  
(5) 既支払済額 金 円 (前払金等の合計額)

2 譲渡債権の金額 金 円

3 留意事項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、請負代金額から本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、当該譲渡債権を担保とした融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 本件工事請負契約以外の契約により発生する別の譲渡人に対する請求権があるときは、別の譲渡人に対する請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (4) 当該債権譲渡は、中小企業信用保険法に基づく流動資産担保融資保証制度の利用のためにするものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- (5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

確定日付欄

確定日付欄

(様式5)

## 債権譲渡不承諾通知書

文書記号・番号

年 月 日

(甲) 請負者・譲渡人 様

(乙) 譲受人 様

(丙) 譲受人 様

発注者 契約担当者

印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

### 記

1 (1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

(様式6)

## 融資等実行報告書

年 月 日

契約担当者 あて

(甲) 請負者・譲渡人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

契約書  
使用印

(乙) 譲 受 人 所在地

名 称

代表者職氏名

印

(丙) 譲 受 人 所在地

名 称

代表者職氏名

印

譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付け ー で御承諾  
いただきましたが、 年 月 日付けで譲受人は当該譲渡債権を担保として譲渡人に対して金銭  
を貸し渡し、譲渡人はこれを受け取りましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代  
金につきましては、今後は乙の下記口座にお振り込みください。

### 記

#### 【譲渡債権の表示】

1 工 事 名

2 契約締結日 年 月 日

3 工事場所

4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5 契約金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

6 前払金受領済額 金 円

7 部分払受領済額 金 円

8 債権譲渡額 金 円 [ 年 月 日現在見込額]

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

#### 【振込口座】

1 振込希望金融機関名 ○○銀行△△本(支)店

2 預金の種別、口座番号 ××預金 ××××××××

3 口座名義 (ふりがな)

□□□□□